

# 種類株への変更

# 株式分散化の対策として種類株

## 【分散の原因】

- 株式分散の特徴は 評価方式を例外的評価方式(配当還元法)へする目的で次に該当する方々を株主にしたものです。
- 支配的同族株主のグループにおいて、保有株5%未満、株発行会社の役員にならず、中心的同族(筆頭株主の家族)に属さない。
- しかし、分散化を進めるうちに筆頭株主同族が50%未満から30%へと向かううちに分散化対策が必要となる。

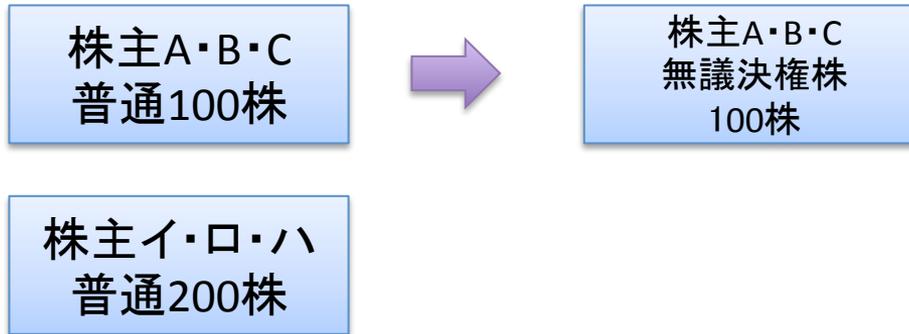
## 【対策としての種類株】

- 対策1:種類株の無議決権株にする。会社法108条1項1  
もともと5%未満の保有であるということは議決権行使に興味なく現時点で配当も受けてないのだから可能
- 対策2:種類株の配当優先株にする。会社法108条1項3  
配当優先株は金銭的メリットがあるので魅力だと思う。

## 【実情】

- 既存株主を普通株主から種類株主に変更するには株主総会の特別決議(参加過半数・賛成2/3)で定款変更に同意を得る
- 会社法111条1項 種類株に移行する株主全員の同意

# 種類株へ変更の実務



- 種類株式発行決議
- 無議決権株式を設定するための定款変更にかかる株主総会(特別決議)
- 無議決権株式に変更を希望する株主全員(A・B・C)の合意
- 普通株主に止まる株主全員(イ・ロ・ハ)の同意(賛成)
- 法務局への登録申請

少数株主が多い場合、株主全員の同意というところが難しいところか？

# 種類株のタイプ

以下は会社法108条(異なる種類の株式)

1. 剰余金の配当 : 配当優先株・配当劣後株
2. 残余財産の分配 : 残余財産の優先分配・残余財産の劣後分配
3. 議決権制限種類株式 : 無議決権株
4. 譲渡制限種類株式 : 株主が第三者へ株移動の際に会社の承認が要件
5. 取得請求権付種類株式 : 株主が株式を発行会社に取得請求可能
6. 取得条項付種類株式 : 一定事由下、発行会社が同意なく買取る
7. 全部取得条項付種類株式 : 特別決議により株主の全部株を買取る
8. 拒否権付種類株式(黄金株)
9. 選解任種類株式

※7全部取得条項は少数株主対策であり、種類株式会社になることが要件

種類株についてはより深追いする方針